

償却資産(固定資産税)申告について

会社などの法人や個人で工場や商店を営んでいる、駐車場やアパートの賃貸経営をしているなど、事業をしている人が事業に用いる土地・建物以外の資産を「償却資産」といい、収益の有無にかかわらず固定資産税の課税対象となります。

事業用資産の所有者は地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告する義務があります。

■申告の必要な方

- (1)伊賀市内で工場や卸・小売店、飲食・サービス店などを営んでいたり、駐車場やアパートの賃貸経営、太陽光発電事業をしている方で、毎年1月1日現在、伊賀市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人の方。
- (2)貸付業(リース業)を営まれている方で、毎年1月1日現在、伊賀市内に償却資産を貸し付けている法人または個人の方。

■償却資産の種類と具体例

表示している資産はごく一部ですので、表にないものはこれらの資産を参考に判断してください。

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	フェンス、舗装路面、看板、その他土地に定着する設備や外構、受変電設備、建築設備等
2	機械及び装置	モーター等の電気機械、工作機械、太陽光発電設備、その他各種製造設備等の機械及び装置
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、フォークリフト等 <u>※自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告の対象外です</u>
6	工具、器具及び備品	測定工具、検査器具、切削工具、電圧計、動力計、机、椅子、応接セット、陳列ケース、複写機、パソコン、プリンタ、冷暖房機器、厨房用品、電話設備、金型、防犯カメラ等

※鉱業権、特許権やソフトウェア等の無形の償却資産は申告の対象外です。

■ご注意ください

※ 正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法386条および伊賀市市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法385条の規定により、罰金等を科されることがあります。

■申告書類

必要に応じて下記の書類を提出してください。

- (1)「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」
- (2)「種類別明細書(増加資産・全資産用)」

申告書については、伊賀市ホームページからもダウンロードできます。



<https://www.city.iga.lg.jp/0000004890.html>

■下記の場合はご連絡ください

- (1)太陽光発電装置等の設備やアパート・店舗等をすでに売却した場合。
- (2)機械や設備は所有しておらず、土地や家屋のみを貸し出している場合。

※機械や設備を所有していた期間や売却時期、売却先や貸出先を下記までご連絡ください。

申告書の提出先・問い合わせ先

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市役所 課税課 資産税係 償却資産担当

電話 0595-22-9614(直通)

※インターネットによる電子申告( 電子申告システム)でも受付けております。

■申告の誤り、修正申告について

固定資産税の申告誤りが発覚した場合、修正申告書を提出していただく必要があります。

申告誤りの発生が過年度であった場合、過年度分(最大5年度分)の修正申告が必要です。また課税修正についても5年度分に遡り行います。(地方税法第17条の5)

申告誤りが発覚したうえで修正申告書の提出が行われない場合、推計課税を行うことがあります。

申告いただけない場合は、国税資料等をもとに課税させていただく場合があります。

また、悪質な虚偽の申告や不申告の場合、地方税法第385条、同法第386条により罰則等を適用されることがあります。虚偽の申告や故意の不申告が過年度にわたって行われていた場合、地方税法第17条の5第7項に基づき最大7年間の遡及修正を行うとともに、同法第368条に基づき不足税額分について、延滞加算金に加わることがあります。

欄	記載の仕方
① 住 所	本社所在地または固定資産税の納税通知書の送付先の住所をご記入ください。
② 氏 名	法人の場合はその名称と代表者名を記載してください。また、屋号があれば記載してください。
③ 個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号を記載してください。
④ 事業種目	事業の種目を具体的に記載してください。
⑤ 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。
⑥ この申告に応答する者	この申告内容について応答される方の係名、氏名および電話番号を記載してください。
⑦ 税理士等の氏名	経理を委託している場合、税理士等の氏名および電話番号を記載してください。
⑧ ～ ⑭	該当する方を○で囲んでください。
⑮ 事業所等資産の所在地	伊賀市内における事業所等資産の所在地を記載してください。 太陽光発電施設については設置された場所を必ず記載してください。
⑯ 借用資産	借用資産(リース資産)の有無について該当する方を○で囲み、“有”の場合は貸主の名称等を記載してください。
⑰ 事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。
⑱ 備 考	資産の状況について、該当するものを○で囲んでください。 また、次のような事項を記載してください。 (1)住民登録地、または法人登記所在地以外の場所へ納税通知書や申告書の送付を希望する場合の住所とその理由。 (2)住所、氏名に変更がある場合のその理由。 (3)増加償却の届出書の写し、課税標準の特例に該当する資産の届出書、その他添付した書類の名称。
⑲ 前年前に取得したもの (イ)	前年度までに一品申告がある方は、申告した時の「取得価額計欄(二)」の数値が、資産の種類別に印字されています。
⑳ 前年中に減少したもの (ロ)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
㉑ 前年中に取得したもの (ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。 なお、初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
㉒ 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
㉓～㉕	一品申告の方は記載の必要はありません。自社の電算処理による電算申告(全資産申告)をされる場合は記載してください。 なお、平成20年度税制改正で理論帳簿額を記載する欄は削除されました。

4. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

令和 ** 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所有者コード ※		種類別明細書(増加資産・全資産用)													所有者名		枚のうち					
① 8000000-80000000															株式会社 伊賀市役所		② 1 枚のうち 1 枚目					
行 番 号	増 加 事 由 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 (イ)			耐 用 年 数	改 正 耐 用 年 数		※ 特 殊 耐 用 年 数 (ロ)	価 額 (ハ)			※ 課 税 標 準 額		増 加 事 由	摘 要	
					年	年	月	十 億	百 万	千 円		正 年	耐 年		十 億	百 万	千 円	率	コ ー ド			十 億
01	③	④	⑤	⑥	⑦			⑧			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬			⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
02	1		フェンス(四十九町3184)	1	5	5	5	2	000	000	10			0.							① 2 3-4	
03	2		太陽光発電施設(丸之内116)	1	4	30	8	18	000	000	17			0.							① 2 3-4	増加申告漏れ
04	2		太陽光発電施設(四十九町3184)	1	5	5	5	20	000	000	17			0.							① 2 3-4	法附則64条 特例該当資産
05														0.							1-2 3-4	
06														0.							1-2 3-4	
07														0.							1-2 3-4	
08														0.							1-2 3-4	
09														0.							1-2 3-4	
10														0.							1-2 3-4	
11														0.							1-2 3-4	
12														0.							1-2 3-4	
13														0.							1-2 3-4	
14														0.							1-2 3-4	
15														0.							1-2 3-4	
16														0.							1-2 3-4	
17														0.							1-2 3-4	
18														0.							1-2 3-4	
19														0.							1-2 3-4	
20														0.							1-2 3-4	
小 計								40	000	000				0.								

注意:「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一(提出用)

欄	記載の仕方	欄	記載の仕方
① ※所有者コード	申告書の所有者コード欄に標記されている番号を記載してください。	② 枚 数	「種類別明細書(増加資産・全資産用)」が複数ある場合は、ページ数を記載してください。
③ 資産の種類	1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機 5.車両及び運搬具 6.工具、器具及び備品 の区分で記載してください。	④ 資産コード	記載の必要はありません。
⑤ 資産の名称等	資産の名称等を20字以内で記載してください。	⑥ 数 量	取得した資産の数量を記載してください。
⑦ 取得年月 (年号、年、月)	資産の取得年月または事業の用に供した年月を記載してください。 年号は、令和の場合は「5」を、平成の場合は「4」を、昭和の場合は「3」を記載してください。		
⑧ 取得価額(イ)	当該資産の取得価額(荷役費、運送費、据付費、関税等を含む)を記載してください。 取得価額の算出方法は、所得税法または法人税法の取り扱いと同じです。 圧縮記帳は認められておりませんので、圧縮相当額を含めた実際の取得価額を記載してください。		
⑨～⑪ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで(別表第3, 4は除く)に掲げる耐用年数を記載してください。 中古資産について見積耐用年数によってはその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によってはその耐用年数を記載してください。 ※税制改正等で耐用年数の修正がある場合は、⑩の欄に修正年度を、⑪の欄に修正後の耐用年数を記載してください。		
⑫～⑬	一品申告をする場合は、記載の必要はありません。		
⑭ 増加事由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号(欄外参照)を○で囲んでください。		
⑮ 摘 要	非課税や課税標準の特例該当資産、増加償却資産、省令の改正により耐用年数を変更する資産、前年度までの申告漏れ資産については、それぞれその旨を記載してください。 課税標準の特例に該当する場合は、該当する特例の条文の名称を記載し別途確認書類の提出してください。		

○ 記載時の注意事項等 (すべての申告方法で共通)

1. 毎年1月1日時点で所有している資産が課税対象です。事業年度での申告は認められません。
2. 短縮耐用年数、増加償却の適用、課税標準の特例の場合、別途確認書類の提出が必要です。
3. 耐用年数の変更などの変更事項等があれば申告書の18「備考欄」にその旨を記載してください。
4. 一品申告の場合は償却資産申告書の(ホ)～(ト)の欄は空欄としてください。

